

○関係法令等

□ 都市計画法

第75条（受益者負担金）

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前2項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によって納付すべき制限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行なわないときは、時効により消滅する。

□ 下水道財政研究委員会の提言（受益者負担金に関するもの抜粋）

・提言（第1次～第5次）

1 第1次提言（昭和36年3月）

公共下水道の設置によって特定の個人に帰属する利益のうち、施設本来の目的であるその使用に関するものは、施設の下水を排除してこれを使用するものが享受するものであるが、このほかに、施設が設置されるためにその排水区域内の土地の利用価値の向上、地価の値上がり等の減少が必ず発生する。この財産価値の増加は、一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の全部又は一部は公費に還元されることが負担の公平からみて適当である。よって、その受益の限度内において土地の所

有者等の受益者に建設費の一部を負担させるべきである。

受益者負担金の賦課は、受益の限度内である必要があるが、全国的にみて事業費に対してその3分の1ないし5分の1程度の賦課は公共下水道の設置による受益の限度内であると考えられる。

受益者負担金の賦課の対象となる地域は、実施計画が出来上がり、数年内に確実に公共下水道が設置されることがあきらかなものに限るべきである。国有、公有財産についても、受益は等しく存在するものであるから、当然受益者負担金が賦課されてよいものであると考えられる。しかし、これらのうち、道路、公園等の公共用物については、その受ける受益が、直接一般公衆の利益に帰するものであるから、除外してよいと考えられる。

2 第2次提言（昭和41年7月）

第1次提言と同じ。すなわち、個人の負担すべき経費は、原則として建設費については受益者負担金の形で、使用に伴う維持管理費については使用料の形で負担することが適当である。

（中略）

受益者負担金の賦課する場合の基準は、原則として前回のとおり建設費の3分の1ないし5分の1とするのが適当である。しかしながら、減免の対象となる道路、公園等の公共用地及び公共地があるので、その実質的な割合はこれを下回る結果となる。

3 第3次提言（昭和48年6月）

受益者負担金制度は、第1次及び第2次財政研究委員会により、その採用が提言され、従来から多くの都市において実施されて下水道事業の積極的な推進力となってきたところである。今後、下水道をナショナル・ミニマムとして位置付ける場合にも、以下の諸点を考慮すると、適当な受益者負担金を徴収することが妥当であると考えられる。

- (1) 下水道の設備は、整備区域内の土地の資産価値の増加（キャピタルゲイン）をもたらすが、このように一般国民の負担による公共投資により特定のものに生じた利益は、その一部を社会に還元することが適当であること。この場合において公共下水道は、他の公共施設と異なり利益を受ける者の範囲が明確であるので、技術的にも負担金徴収になじむものであること。
- (2) また、キャピタルゲインの吸収は、現状では、土地に関し権利を有するものとそれ以外のものとの負担の公平という観点からも社会的に要請されること。
- (3) 公共下水道の整備の現状はいまだ不十分なので、下水道の整備の時期に地域差がある場合には、早期に下水道による便益を享受する地域から相応の負担を求めることは負担の公平の観点から適当であること。

（中略）

受益者負担金の額は、今後、受益者負担金条例で具体的に定めることが望ましい。

具体的な負担金の額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、現在負担金制度を採用している各都市の負担の水準を勘案して、住民

に下水道の重要性を十分にPRして、妥当な負担を求めるべきである。

なお、負担金制度の運用にあたっては、公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連を配慮することが必要である。

4 第4次提言（昭和54年7月）

受益者負担金制度については、第1次下水道財政研究委員会によりその採用が提言されて以来多くの都市で下水道の貴重な特定財源として下水道整備の推進に重要な役割を果たしているが、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進にてらして建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきである。受益者負担金の運用にあたっては、公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連に配慮しつつ、負担金の総額及び単価、負担すべき者、徴収期間、徴収方法等を明確にしたうえで公平妥当な負担を求めるべきである。

なお、負担金の総額の決定にあたっては受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、適正な受益者負担金制度を採用している各都市の負担の水準をも勘案して、例えば建設費の末端管渠整備相当額を目途とすることなどが適当である。

5 第5次提言（昭和60年7月）

受益者負担金制度については、第1次下水道財政研究委員会によりその採用が提言されて以来、多くの都市で採用され、下水道の推進に重要な役割を果たしているが、下水道の現状と下水道整備による土地の資産価値の増加に照らして、建設財源確保のため、引き続き積極的な活用を図るべきである。

受益者負担金制度の運用にあたっては、公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連に配慮しつつ、負担金の総額、単価、徴収時期、徴収方法を明確にしたうえで、公平妥当な負担を求めるべきである。

負担金の総額の決定にあたっては、雨汚水の排除に伴う受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、引き続き、例えば末端管渠整備費を目安とすることが適当であり、負担金額が妥当な水準を下回っている地方公共団体においては、その適正化に努めるべきである。

* 注釈

- ・下水道財政研究委員会：（財）日本都市センターに設置され、下水道財政のあり方について調査検討し、昭和36年から昭和60年までの間、5次にわたって提言を行った。
- ・ナショナルミニマム：国民的最低限、社会的に公認されている国民の最低限度の生活水準、国家がその社会的責任上保障すべきもの。
- ・キャピタルゲイン：資本収益、値上がり益、株式などの値上がりによって受ける収入。

行田市下水道事業運営審議会条例（平成19年3月30日条例第15号）

最終改正:平成24年3月27日条例第1号

改正内容:平成24年3月27日条例第1号 [平成24年3月27日]

○行田市下水道事業運営審議会条例

平成19年3月30日条例第15号

改正

平成24年3月27日条例第1号

行田市下水道事業運営審議会条例

（設置）

第1条 行田市下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、行田市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する事項について審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市議会議員
- （2）学識経験者
- （3）受益者代表等

（任期及び失職）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号により委嘱された委員は、任期の中途においてその職の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 6

行田市下水道事業運営審議会委員名簿

区 分	令和5年12月1日現在		選考方法
	所 属	氏 名	
市議会議員	建設環境常任委員会	小林 修	推薦
〃	建設環境常任委員会	小野寺 貴男	推薦
学識経験者	ものづくり大学技能工芸学部 建設学科 教授	田尻 要	推薦
〃	埼玉県荒川左岸北部下水道事務所	日野 努	推薦
受益者代表等	行田市自治会連合会	安原 一夫	推薦
〃	行田市西部地区民生委員・児童委員 協議会	長島 敬二	推薦
〃	行田市くらしの会	栗原 芳江	推薦
〃	埼玉県家庭教育アドバイザー日だまり サロン	茂木 美智代	推薦
〃	受益者	今井 好江	公募

資料 7

(案)

行 下 第 号

令和 7 年 月 日

行田市下水道事業運営審議会委員 様

行田市下水道事業運営審議会

会長 小 林 修

令和 6 年度第 2 回行田市下水道事業運営審議会の会議録の確認について

(依頼)

厳寒の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本審議会運営に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 1 月 9 日（木）に開催した令和 6 年度第 2 回行田市下水道事業運営審議会について、会議録を送付いたしますのでご確認ください。

※ 確認書につきましては、令和 7 年 月 日（ ）までに FAX または電子メールにて御回答ください。

問合せ：行田市下水道事業運営審議会事務局

行田市都市整備部下水道課

担当：金子 石崎

電 話 0 4 8 - 5 6 4 - 0 3 0 3 (直通)

F A X 0 4 8 - 5 5 3 - 0 7 9 1

e-mail gesui@city.gyoda.lg.jp

別 紙

【返 信】

令和7年 月 日

確 認 書

行田市下水道事業運営審議会会長 宛

氏 名 _____

1 会議録の確認について

令和6年度第2回行田市下水道事業運営審議会（令和7年1月9日開催）の会議録を確認しましたが、次のとおり回答します。

1 訂正なし

2 訂正あり

- ・上記「1 訂正あり」あるいは「2 訂正なし」を“丸”で囲ってください。
- ・「2 訂正あり」の場合は、下の訂正箇所に内容をご記入ください。

訂正箇所

--